

仙台市中学校体育連盟規約

第1章 名称および事務局

第1条 本連盟は、仙台市中学校体育連盟（略称、仙台市中体連）と称し、事務局を会長が指定した学校におく。

第2章 目的および事業

第2条 本連盟は、仙台市中学校における体育・スポーツ活動の健全なる普及・発展を図るために必要な事業・研究・連絡等を行うことを目的とする。

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 運動競技に関する振興および研究調査。
- (2) 体育行事の開催。
- (3) その他、本連盟の目的達成に必要な事項

第3章 組織

第4条 本連盟は、市内中学校をもって組織する。

第4章 役員・評議員

第5条 本連盟に、次の役員を置く。
・会長1名 ・副会長2名 ・理事長1名 ・理事10名程度 ・監事3名

第6条 会長・副会長は、中学校長会で推薦された者を推たいする。

第7条 理事長は、会長が委嘱する。

第8条 理事は評議員の中から選出し、会長が委嘱する。また、必要に応じて会長推薦者を加える。

第9条 監事は評議員より1名選出し、校長会選出1名、教頭会選出1名を加えた3名で会計を監査する。

第10条 評議員は、加盟各校から1名を選出する。

第11条 会長は、本連盟を代表し、会務を統括する。副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

第12条 理事は、理事会を構成し、理事長は、理事会を代表する。

第13条 役員任期は1年とし、重任を妨げない。補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

第14条 事務局は、事務局長・庶務・会計をもって構成し、会長が委嘱する。

第15条 顧問は、仙台市校長会長及びこの連盟の会長であった者を、参与は、この連盟の理事長であった者をあて、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

第5章 会 議

第16条 評議員会は、会長が招集し、委任状を含め評議員の過半数の出席により成立する。

第17条 評議員会は、次の事項を審議し、議決には出席した評議員の過半数の賛同を必要とする。

- (1) 予算および決算に関する事項。
- (2) 本連盟の事業に関する事項。
- (3) 規約改廃に関する事項
- (4) その他、重要事項。

第18条 評議員会は、役員、評議員、専門部会長、専門部委員長で構成し、議長は理事から選出する。

第19条 理事会は、会長が招集し、会務の企画運営にあたる。

第6章 専 門 部

第20条 本連盟に、専門部をおく。

第21条 専門部に関する規定は、別に定める。

第7章 会 計

第22条 本連盟の経費は、負担金並びに補助金、寄付金およびその他をもって充てる。負担金の徴収方法は、別に定める。

第23条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 付 則

第24条 本規約は、評議員会の議決がなければ改正できない。

第25条 本規約は、昭和22年8月1日より施行する。

昭和32年	4月	1日	一部改正
昭和38年	4月	26日	一部改正
昭和60年	4月	16日	一部改正
昭和63年	10月	26日	一部改正
平成8年	4月	18日	一部改正
平成24年	2月	29日	一部改正

専 門 部 細 則

第1条 この細則は、仙台市中学校体育連盟規約第21条に基づき定める。

第2条 下記の専門部会を置く。

陸上競技、水泳、バスケットボール、サッカー、ハンドボール、軟式野球、
体操・新体操、バレーボール、ソフトテニス、卓球、バドミントン、
ソフトボール、柔道、剣道、スキー、弓道、（スケート）、（相撲）、

第3条 専門部会は、各学校の部活動顧問によって構成し、当該部の企画運営にあたり、専門的事項について会長に意見を具申することができる。

第4条 専門部会に、次の会議を置く。

専門部総会、専門委員会

第5条 専門部会に、次の役員を置く。

部会長1名、副部会長若干名、委員長1名、副委員長若干名、委員若干名

第6条 部会長および副部会長は、会長が委嘱する。部会長は、専門部会を代表する。副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故あるときは、その執務を代行する。

第7条 委員長・副委員長・委員は、各専門部員の互選により選出し、部会長が委嘱し、会務を執行する。

第8条 会議は、部会長が招集する。

第9条 役員の任期は1年とし、重任を妨げない。

第10条 この細則は、評議員会の決議がなければ、変更することができない。

第11条 この細則は、昭和52年4月1日から施行する。

昭和56年	2月25日	一部改正
昭和63年	10月26日	一部改正
平成4年	4月20日	一部改正
平成24年	2月29日	一部改正
平成25年	2月26日	一部改正

表 彰 内 規

(趣旨)

第1条 仙台市中学校体育連盟のスポーツ向上に功績のあった個人及び団体を表彰するために必要な事項を定める。

(表彰内容及び対象)

第2条 仙台市総合体育大会において、3年間連続して優勝を達成した個人及び団体に対し、3年連続表彰を贈る。

(表彰式)

第3条 表彰式は、仙台市中学校総合体育大会開会式において行う。

(付則)

第4条 この表彰規定の改廃の手続きは本連盟の規約に準じる。